

公告 第625号

組合規程の新設について

平成30年2月20日付SCSK健発第743号をもって、以下の規程を新設することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、公告する。

平成30年3月5日

SCSK健康保険組合
理事長 小林 良成

■新設する規程

- ・ICTを利用したインセンティブ事業実施規程

以上

SCSK健康保険組合 ICTを利用したインセンティブ事業実施規程

(目的)

第1条 この規程は、SCSK健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者および被扶養者に対して、ICTを利用した健康ポータルサイトを通じて個人に応じた情報を提供し、各種施策の結果に基づきインセンティブ事業を実施することでヘルスリテラシーの向上を図り、もって被保険者および被扶養者の疾病予防および健康増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 インセンティブ事業の対象者は次のとおりとする。

- (1) 被保険者
- (2) 実施年度の年度末年齢が満30歳以上の被扶養配偶者
- (3) 実施年度の年度末年齢が満40歳以上の被扶養者（配偶者を除く）

(実施内容)

第3条 インセンティブ事業は外部業者に委託し、委託先のプログラムを利用して実施するものとし、具体的な施策は毎年度取り決めるものとする。

(委託先)

第4条 ICTを利用した健康ポータルサイトは以下の外部業者に委託する。

ヘルスデータ・プラットフォーム株式会社

(費用負担)

第5条 健康ポータルサイトの利用料およびインセンティブに係る費用は全額当組合負担とする。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。